

[新] 第19条 暴力を受けない権利

子どもの権利プロモーター講座
基礎コースⅡ 第5日(2025.4.18)

定者 吉人

日本語訳について

公式文(英文)、政府訳と対象しながら私の訳を読んでいます。

私の訳の全文(PDF)は[こちら](#)。

今日、読む条文

- 第19条第1項(暴力を受けない権利)
- 第28条第2項(学校のルールや指示)
- 第19条第2項(子どもが暴力を受けないために日本が行うべき施策)

第19条第1項

【定者の訳】

子どもは、保護者やその他の人からケアを受けている間、あらゆる暴力、ネグレクト、不適切な取り扱い、搾取を受けてはならず、日本は、子どもを保護するために、あらゆる方法を行う。

【政府訳】

1 締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。

【英文】

1. States Parties shall **take all appropriate** legislative, administrative, social and educational **measures to protect the child from all forms of physical or mental violence, injury or abuse, neglect or negligent treatment, maltreatment or exploitation**, including sexual abuse, **while in the care of parent(s), legal guardian(s) or any other person who has the care of the child.**

用語

- all forms of physical or mental violence, injury or abuse, neglect or negligent treatment, maltreatment or exploitation ありとあらゆる、暴力
- all appropriate legislative, administrative, social and educational measures ありとあらゆる、適切な措置
- while in the care ケアを受けている間

「all forms of physical or mental violence, injury or abuse, neglect or negligent treatment, maltreatment or exploitation」

- 肉体的、精神的暴力、ネグレクト、不適切な取り扱い、搾取など、ありとあらゆる暴力
- どんなに軽微であっても許されない

日本の法律の「虐待行為」の定義

児童虐待防止法第2条

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

(続き)

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

「all appropriate legislative, administrative, social and educational measures」

法律、施策、社会改革、教育など、ありとあらゆる方法

日本の子ども虐待防止のための法制度

2000年 児童虐待防止法制定

その後の改正(虐待の定義の拡大、担当職員の権限の拡大)

2019年 児童虐待防止法、児童福祉法改正による体罰の禁止

2022年 民法の懲戒権規定削除、体罰の禁止

虐待通告の義務

(児童虐待防止法 第6条1項)

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

虐待通告された子どもは「要保護児童」

(同条第2項)

前項の規定による通告は、児童福祉法第25条1項の規定による通告とみなして、同法の規定を適用する。

通告後は「要保護児童」と同様の手続きが行われ、保護される。

while in the careについて

- 1984年の作業部会で採択された当時から、現在の「父母、法定の後見人その他子どもの養育にあたる者の監護下にある間における」という文言が採用されている。
- この表現は、主として家庭内や養育者による暴力防止を念頭に置いたもの。
- 当初、一部の国やNGOは「子どもはあらゆる状況下で保護されるべき」と主張したが、条約の実施可能性や家庭内の虐待に重点を置く意見が多数。
- 1989年の最終草案審議で、フィンランド代表(オブザーバー)が「監護下にある間に」を削除する提案をしたが、多数の国が原案維持を主張。

日本の法律でも同様

児童虐待防止法第2条

「この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。）について行う次に掲げる行為をいう。」

- 条約起草者も学校での体罰・暴力問題に気づいていたが、
- 第28条2項(当時は第15条2項)の、「学校での規律は子どもの人格尊重に基づくこと」、とする規定により、学校での体罰など暴力問題に対処できると考えていた。

第28条第2項

【定者の訳】

子どもが学校で従うべきとされるルールや指示は、子どもの、人としての尊厳に反するものであってはならないし、この条約で定められた子どもの権利に反するものであってはならない。

【政府訳】

2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適切な措置をとる。

【英文】

2. States Parties shall take all appropriate measures to ensure that **school discipline** is administered in a manner **consistent with the child's human dignity and in conformity with the present Convention.**

現在の子どもの権利委員会の見解

国連子どもの権利委員会は児童の権利条約第19条の義務が学校における暴力(いじめや体罰を含む)の防止にも及ぶと解釈しており、その実現のため法的禁止や政策的措置の整備を各国に求めている。

○一般的意見第13号(2011年)

「子どもは専門職員や国家の関与する多くの環境(学校、養護施設、警察署、司法機関など)で暴力にさらされており、これらすべての状況は第19条の適用範囲に含まれる。第19条は私的な場面で養育者が加える暴力に限定されない」(パラ36)。

日本の学校における暴力についての勧告

1998年(初回報告審査)

指摘事項: 学校現場での暴力、とりわけ広範な体罰の使用と生徒間のいじめが懸念された。法律上は学校での体罰が禁止され、いじめ被害者向けのホットライン等も設けられていたが、こうした措置では学校内の暴力を防ぐには不十分であり、依然として体罰が蔓延していると指摘された。

勧告:

- 学校における暴力(体罰・いじめ)根絶のため包括的プログラムを策定し、その実施を綿密に監視すること。
- **家庭および児童養護施設等における体罰の法的禁止** を勧告するとともに、**子どもの人間の尊厳に反しない代替的なしつけ** を促進する啓発キャンペーンを行うこと。

2004年(第2回報告審査)

指摘事項:「学校での体罰は法的に禁止されている」にもかかわらず、現実には学校、施設、家庭において体罰が広く行われていることが懸念された。

勧告:

- 施設および家庭内での体罰を明確に禁止すること。
- 児童虐待(不適切な扱い)が子どもに与える悪影響についての啓発キャンペーンを実施し、学校・施設・家庭において非暴力的で建設的なしつけ(子どもの権利を尊重した懲戒)の方法を促進すること。
- 学校や施設における子どもの苦情申立てメカニズムの強化も勧告され、子どもの訴えが効果的かつ子どもに配慮した形で対処すること。

2010年(第3回報告審査・CRC/C/JPN/CO/3)

指摘事項：学校での体罰禁止規定が実効的に守られていないこと、家庭および代替的養護(里親や施設)における体罰が法律で明示的に禁止されていないこと、民法および児童虐待防止法において「適正な懲戒(しつけ)」を認める規定が残存し体罰の許容範囲が不明確であることが問題視された。

勧告：

- あらゆる環境における体罰および全ての形態の品位を傷つける待遇を法律で明確に禁止すること、特に家庭や代替的ケア(里親・施設)を含む全環境で法により体罰を禁止し、その禁止規定を効果的に施行すること。
- 保護者や教師をはじめ子どもと関わる全ての専門職に対し、体罰に代わる非暴力的なしつけ方法を啓発するキャンペーン等の教育プログラムを実施すること。

2019年(第4・5回合同報告審査)

指摘事項：学校での体罰禁止は法定されているものの、その徹底に深刻な不安が表明された。家庭および代替的養護下(里親・施設)での体罰が依然法的に完全禁止されていないこと、および民法や児童虐待防止法において「しつけ」を認める規定が残り(14条)体罰の許容性について曖昧さが残存していることも懸念事項とされた。

勧告:

- 締約国(日本)に対し速やかな対応を要する緊急課題として「いかなるに軽いものでもすべての体罰を法律で明確かつ完全に禁止すること。
- 民法および児童虐待防止法を改正し、家庭、代替的ケア、保育、少年矯正施設などあらゆる環境で体罰を明確に禁止する規定を設けること。
- 全ての環境における体罰根絶に向けた施策を強化し、啓発キャンペーンを一層拡充するとともに、非暴力的で参加型の子育て・しつけ(建設的なしつけ)の普及を図ること。

日本の対応

- 2000年以降 虐待等防止法の制定および改正
- 2022年 民法等の改正

親権者による懲戒権の規定(「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」が削除(民法第822条)され、民法821条に、親権者による体罰禁止が明記された。

第821条 親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。

児童福祉法でも、児童相談所長や児童福祉施設・里親等の懲戒権限が削除され、体罰が禁止された。(33条の2、47条)

日本の戦前の学校・教員と暴力

- 戦前の教員は単に知識を伝える存在ではなく、子どもたちの内面に天皇制と国家への忠誠を教え込み、集団行動や整列訓練、修身科目の道德教育を通して、いざというとき国家に奉仕する「忠勇無比」の人材づくりを前提とした教育を行った。
- 戦前の教員による体罰は、法令上は明治12(1879)年の教育令第46条により「凡学校ニ於テハ生徒ニ体罰殴チ或ハ縛スルノ類ヲ加フヘカラス」と明確に禁止されていたにもかかわらず、実際には「懲戒権」の一環として広く黙認されていた。

現在の学校でも・・

- 現在も教員と子どもとの間は上下の関係で教員の各種の暴力は許容されやすい。
- 学校教育法第11条但書は体罰を禁止しているが、同条本文で校長及び教員に児童生徒を懲戒することを認めており、体罰禁止の抜け穴となっている。
- 教員のふるまいをみならって、子どものいじめが蔓延している。

懲戒規定を削除すべき

学校における、子どもへの懲戒

- 学校教育法第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第19条第2項

【政府訳】

2 1の保護措置には、**適当な場合には、児童及び児童を監護する者のために必要な援助**を与える社会的計画の作成その他の形態による防止のための効果的な手続並びに1に定める児童の不当な取扱いの事件の**発見、報告、付託、調査、処置及び事後措置並びに適当な場合には司法の関与**に関する効果的な手続を含むものとする。

【英文】

2. Such protective measures should, as appropriate, **include effective procedures for the establishment of social programmes to provide necessary support for the child and for those who have the care of the child, as well as for other forms of prevention and for identification, reporting, referral, investigation, treatment and follow-up** of instances of child maltreatment described heretofore, and, as appropriate, for judicial involvement.

用語

- include effective procedures for the establishment of social programmes provide necessary support for the child and for those who have the care of the childs 子どもやケアをする人に必要なサポートプログラムを確立する効果的手順
- for other forms of prevention その他の予防措置
- for identification, reporting, referral, investigation, treatment and follow-up 被害者の特定、報告、調査、治療、またはその後の措置